

(別紙1)

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1) 30年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	673	0
転貸面積(※1)	735	0
うち新規集積面積(※1)	233	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2: 過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したもの及び
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3: 当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告した ものとする。

(2) 累計(31年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	4,096
うち転貸面積(②)	4,027
うち新規集積面積	1,383
うち機構が管理している面積	69
うち作業委託で管理している面積	0
うち条件整備中の面積	49
転貸率②/①	98.3%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

(3) 遊休農地の借受・転貸面積(30年度)

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※2)
借受面積	0	0
転貸面積(※1)	0	0

※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

※2: 上記(1)の※2及び3と同じ。

2 転貸先の状況(30年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	173	702.2
①認定農業者	130	663.6
うち個人	40	70.0
うち法人	90	593.6
うち企業	30	180.9
うち農外から参入した企業	1	3.5
②認定新規就農者	17	13.7
③基本構想水準到達者	2	2.8
④今後育成すべき農業者	1	0.7
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	2	0.9
⑥その他	21	20.5
(2)地域外からの参入者	12	33.1
うち個人	1	0.2
うち法人	11	32.9
うち企業	10	31.0
うち農外から参入した企業	7	20.1
新規参入	22	112.7
①個人	14	14.6
②法人	8	98.0
うち企業	5	53.7
(1)+(2)の合計(※2)	183	735.3

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	16.8	20.9
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	9	15
1団地の平均面積	1.8	1.4

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	56,900	54,800
担い手の利用面積(②)	10,586	13,097
担い手への集積率 ②/①	18.6%	23.9%

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

5 経費等の状況(30年度事業分)

賃料支払	163,590,281
賃料収入	163,590,281
差引賃料支払	0
賃料支払	22,260
管理・保全費支払	30,240
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	840,818
運営費支払	116,619,100
業務委託支払	18,064,089
合計	117,512,418
単年度借入面積1ha当たりの単価	174,714
累計借入面積1ha当たりの単価	28,688

条件整備費借入	0
新規借入	
返済	
借入残額	

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

「別紙1」のとおり

(2)機構自身の創意工夫

すべての借受希望者に対し、借受希望者の直近のニーズ、県全体のニーズ把握を行うために毎年度借受希望面積等の確認を行い、情報を更新している。

借受希望者説明会、地域駐在コーディネータによる聞き取り等により実施。規模拡大の意向、借受希望面積のほか、今後の営農の方針等についても確認を行っている。

「別紙1」

優 良 事 例

地域外からの参入による果樹園地における農地集積

広島県尾道市因島重井大早地区

地区の概要	地区内農地面積	5.4ha				
	地域振興法指定状況	☐ 特定農山村法 ☐ 山村振興法 ☐ 過疎地域自立促進特別措置法 ☐ 半島振興法 ☐ 離島振興法				
	地区の特徴	○因島重井大早地区は、尾道市の沖合いに位置する因島の西部に位置し、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、柑橘や野菜の生産が盛んな地域である。 ○同地区は強風にあたりにくく病害の発生が少ないため、古くから柑橘の生産が盛んであったが、近年は高齢化等により離農する者が多く、遊休農地の増加が懸念されていた。 ○離農後の農地の一部は地区内の担い手農家が受けていたが、これ以上の拡大が困難な状況であり、地区外からの担い手の確保が課題となっていた。				
各種データ	機構活用面積	借入面積 0.8ha 転貸面積 0.8ha 新規集積面積 0.8ha	借入時期 H30年6月 転貸時期 H30年7月			
	遊休農地面積	0.5ha (うち遊休農地解消面積) 0.5ha				
		機構活用前(H29年)		→	機構活用後(H30年)	
	地区内担い手の集積面積・集積率	0.7ha 13.0%	→	1.4ha 25.9%		
	経営体の平均経営面積	0.7ha/経営体	→	0.7ha/経営体		
	経営体の平均団地数	1団地	→	2団地		
	経営体の平均団地面積	0.7ha/団地	→	0.35ha/団地		
	転貸を受けた新規就農者数	0人				
	転貸を受けた参入企業数	1法人				
	経営体の状況	経営体数の推移	機構活用前(H29年)		→	機構活用後(H30年)
経営体の概要		個人経営体A(柑橘・担い手) 個人経営体B(柑橘・非担い手) 個人経営体C(柑橘・非担い手) 個人経営体D(柑橘・非担い手) 個人経営体E(柑橘・非担い手) 個人経営体F(柑橘・非担い手) 個人経営体G(柑橘・非担い手) 個人経営体H(柑橘・非担い手) 個人経営体I(柑橘・非担い手) 個人経営体J(露地野菜・非担い手) 個人経営体K(露地野菜・非担い手) 個人経営体L(露地野菜・非担い手) 個人経営体M(露地野菜・非担い手) 個人経営体N(露地野菜・非担い手)		→	法人経営体A(レモン・担い手) 【名称:(株)サンワファーム】 個人経営体A(柑橘・担い手) 個人経営体B(柑橘・非担い手) 個人経営体C(柑橘・非担い手) 個人経営体D(柑橘・非担い手) 個人経営体E(柑橘・非担い手) 個人経営体F(柑橘・非担い手) 個人経営体G(柑橘・非担い手) 個人経営体H(柑橘・非担い手) 個人経営体I(柑橘・非担い手) 個人経営体J(露地野菜・非担い手) 個人経営体K(露地野菜・非担い手) 個人経営体L(露地野菜・非担い手) 個人経営体M(露地野菜・非担い手) 個人経営体N(露地野菜・非担い手)	
		事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否				☒ 可 ☐ 不可
基盤整備の状況	基盤整備の実施	☐ 有り ☒ 無し ☐ 予定				
	有り・予定	実施時期				
		事業名				
		工種				
		実施主体				
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は以下の項目について記載				
		基盤整備地区内農地面積	ha			
		同地区内の機構活用面積	借入面積 ha 新規集積面積 ha	転貸面積 ha		
同地区内担い手の集積面積・集積率	ha %	→	ha %			

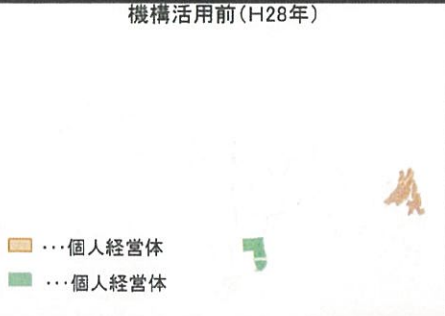
関係機関	当該事例に携わった機関及び団体等	機構、広島県(就農支援課、東部農林水産事務所尾道農林事業所、東部農業技術指導所)、尾道市、尾道市農業委員会、広島県果実農業協同組合連合会、尾道市農業協同組合	
	中心的機関・人物	尾道市	
	各関係機関の役割分担	【機構】 (地域駐在コーディネータ)貸付希望の掘り起こし、農地所有者との調整 【東部農林水産事務所尾道農林事業所】 県単独事業の説明及び実施事務、市・農業委員会の取組支援 【東部農業技術指導所】 営農計画作成支援、技術指導 【尾道市】 進捗管理、企業の意向確認、農地所有者との調整 【尾道市農業委員会】 農地所有者への意向確認 【広島県果実農業協同組合連合会、尾道市農業協同組合】 改植事業実施支援、技術指導	
よる集積の作業・集約化・経営に	・広島県中北部の世羅町でのブドウ生産と併せ、周年での収益及び雇用の確保が可能となった。 ・一定のまとまった農地が確保できたことにより、効率的に作業が行われている。		
農道や水路等の管理状況	自社で管理		
協力金の活用方法	地域集積協力金	なし	
	経営転換協力金	なし	
	耕作者集積協力金	なし	
農地利用図	機構活用前(H29年)		
	機構活用後(H30年)		
現場写真等			

取組内容	
取組時期 (H○/○/○)	具体的内容
H29.9	ブドウとレモンの複合経営に向けて社内で検討を開始。 農地確保、営農計画、労務管理等について関係機関が検討を支援。
H29.12	レモン導入の意向を決定。
H30.1	機構コーディネータが中心となり、レモン生産に適した候補地を選定。地元農業委員等の協力を得て生産者及び農地所有者に意向確認を行い、約80aの農地を確保。
H30.3	5名の農地所有者から機構に貸付希望申込書を提出。
H30.7	約80aの農地を機構から借入。 果樹経営支援対策事業の活用に向け、JA広島果実連及びJA尾道市と協議。同社が果樹産地協議会の担い手として位置付けられた。
H30.12	レモンへの改植に向け、既存の樹の伐採を開始。 自社施工で抜根・整地を行う。
H31.2	果樹経営支援対策事業を活用してレモン苗の定植を開始。
取組におけるポイント・その他補足事項	
○中北部でのブドウ生産と島嶼部でのレモン生産の複合経営という県内初の試みに対して、関係機関の支援体制を構築して取り組むことができた。 ○地元JAのOBである地域駐在コーディネータが中心となり、適地の選定や、生産者及び農地所有者への聞き取りなどを行った結果、短期間で一定のまとまりのある農地を確保することができた。 ○今後、実績を積みながら徐々に規模拡大を進め、3ha程度のレモン団地を目指す。 ○園芸品目の作付を行う担い手に集積する場合、農地所有者に対し交付金を出す単県事業を活用することで効果的に農地確保できた。	
農地中間管理機構活用户(出し手・受け手)の声	
受け手((株)サンワファーム)の機構活用に対する感想 「農地中間管理機構を活用することで、農地の集積・集約化が図られ、新たな部門としてレモン生産を開始することができた。特に、地域駐在コーディネータの仲介で地主との関係がスムーズにできたことに感謝している。」	

企業参入をきっかけとした担い手不在地域での農地集積

広島県北広島町西宗地区

地区の概要	地区内農地面積	58.5ha				
	地域振興法指定状況	☒ 特定農山村法 ☒ 山村振興法 ☒ 過疎地域自立促進特別措置法 ☐ 半島振興法 ☐ 離島振興法				
	地区の特徴	○中山間地に位置する水稻栽培が中心の地域で、西宗集落と宮ノ下集落の2つの集落からなり、農地は平成12年に基盤整備を実施している。 ○営農集団の構成員や生産者の高齢化で管理ができず、不在地主も増加する一方で、地区内の担い手も経営的にこれ以上規模拡大できない状態であったことから、新たな担い手の確保が課題となっていた。				
各種データ	機構活用面積	借入面積	15.7ha	借入時期	H29年10月～11月、H30年10月～11月	
		転貸面積	15.7ha	転貸時期	H29年11月～12月、H30年11月～12月	
		新規集積面積	15.7ha			
	遊休農地面積	0ha	(うち遊休農地解消面積) ha			
		機構活用前(H28年)	→	機構活用後(H30年)		
	地区内担い手の集積面積・集積率	3.0ha 5%	→	18.7ha 32%		
	経営体の平均経営面積	1.5ha/経営体	→	6.2ha/経営体		
	経営体の平均団地数	1団地	→	4団地		
	経営体の平均団地面積	1.5ha/団地	→	1.6ha/団地		
		転貸を受けた新規就農者数	0人			
	転貸を受けた参入企業数	1企業				
経営体の状況	経営体数の推移	機構活用前(H28年)		→	機構活用後(H30年)	
		2経営体			3経営体	
		個人経営体A(酪農・担い手)1戸 個人経営体B(水稻・担い手)1戸 営農集団(水稻・非担い手)			法人経営体A(キャベツ) 間口アグリファクトリー株式会社 個人経営体A(酪農・担い手)1戸 個人経営体B(水稻・担い手)1戸 → 営農集団(水稻・非担い手)	
		経営体の概要				
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否 ☒ 可 ☐ 不可						
基盤整備の状況	基盤整備の実施		☒ 有り ☐ 無し ☐ 予定			
	有り・予定	実施時期	H30～H32			
		事業名	農地耕作条件改善事業(団体営)			
		工種	額縁明渠、集水柵(改修)、暗渠、農作業道(改修)			
		実施主体	北広島町			
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は以下の項目について記載				
		基盤整備地区内農地面積	ha			
		同地区内の機構活用面積	借入面積	ha	転貸面積	ha
	新規集積面積	ha				
	同地区内担い手の集積面積・集積率	ha	→	ha	%	
		%				

関係機関	当該事例に携わった機関及び団体等	機構、広島県(西部農林水産事務所、西部農業技術指導所)北広島町、北広島町農業委員会、広島市農業協同組合、全国農業協同組合連合会広島県本部	
	中心的機関・人物	北広島町役場農林課	
	各関係機関の役割分担	【北広島町】 人・農地プラン作成、地区内説明会の開催、集落と担い手間の役割分担や貸借条件の調整、ほ場整備事業の計画作成・執行 【北広島町農業委員会】貸借条件確認シートの作成、貸借事務 【機構】機構事業の進捗管理、貸借条件調整への助言、貸借事務 【西部農林水産事務所】 全体の進捗管理、地区内説明会開催支援、各種補助事業活用助言・提案 【西部農業技術指導所】担い手の営農計画作成支援、技術指導、ほ場条件の確認・改善のための助言 【広島北部農業協同組合】営農指導 【全農ひろしま県本部】営農指導、畦畔管理支援	
よる集積の作業・集約化に	法人経営体の参入…15.7haのまとまった農地の確保によりこれまでの個人経営中心の営農から、企業経営による営農へ転換 高収益作物の導入…水稻生産中心の経営から、より高収益な作物(キャベツ)への転換 営農集団の管理できなかった農地を法人経営体に集積することにより、担い手等で適切に地区内の農地管理ができるようになった。		
農道や水路等の管理状況	中山間直接支払いの集落協定活動で実施。 法人経営体も協定へ参加し、農道や水路等の管理を実施する予定。		
協力金の活用方法	地域集積協力金	【平成30年度】交付額:1,576千円 交付対象面積:15.7ha 【協力金活用方法】 ○畦畔の防草シート等の購入に活用	
	経営転換協力金	【平成29年度】交付額:547千円 交付対象面積:2.1ha 交付対象者数:2戸	【平成30年度】交付額:17千円 交付対象面積:0.07ha 交付対象者数:1戸
	耕作者集積協力金	【平成30年度】交付額:405千円 交付対象面積:8.1ha 交付対象者数:14戸	
農地利用図	機構活用前(H28年)		機構活用後(H30年)
			
現場写真等			

取組内容	
取組時期 (H○/○/○)	具体的内容
平成28年	北広島町新規就農研修卒業生への農地提供者として西宗地区から町に貸付意向が示される。
平成29年5月	町が北広島町西宗地区に地域外からの担い手誘致について、地区の代表者へ打診する。
平成29年6月	西部農業技術指導所が、広島県内で農地を探していた間口AFに参入を打診する。
平成29年6月～	間口アグリファクトリー株式会社が西宗地区への参入意向を関係機関へ表明。
平成29年10～11月	町が西宗地区西宗集落において参入について地元説明会を実施。
平成29年11～12月	集落代表者による地権者への貸付意向聞き取り。聞き取り結果を町農林課で地図化。
平成30年4月	農地所有者から農地の借受け(3.7ha) 間口アグリファクトリー株式会社へ農地の貸付け(3.7ha)※H30 0.8haキャベツ作付
平成30年5月	西宗地区全体の取組とするため関係機関による打合せ(集積意向農地の確認・調整事項の確認)
平成30年5月～	隣接する宮ノ下集落も加え地元説明会を開催(間口アグリファクトリー株式会社の今後の経営計画・農地確保協力依頼)
平成30年7月	集落代表者による地権者への貸付意向聞き取り。聞き取り結果を町農林課で地図化。
平成30年8月	貸付希望農地の現地確認。
平成30年11月～	地元説明会の開催(借受予定農地・借受条件について)
平成30年11～12月	農業委員会事務局において貸借条件確認シートの作成。 間口アグリファクトリー株式会社へ農地の貸付け(12ha)
取組におけるポイント・その他補足事項	
○北広島町農林課担当職員が旗振り役となって、集落代表者と担い手との橋渡し役や、調整活動を実施。 ○貸付意向の把握は集落代表者(営農集団組合長)が聞き取りにより実施。また隣接した地権者への貸付け協力を依頼。農業委員会事務局が貸付意向のある農地や隣接農地の貸付可能性のある農地を地図化し、関係機関や集落代表者・借受者で地権者との調整や借受見込農地の把握に活用。 ○機構・町・農業委員会事務局・県農林水産事務所・県農業技術指導所で進捗管理や課題対応を協議するための会議を定期的に開催し、地元への説明や、企業参入にあたってのきめ細かい支援による円滑な参入を実現。 ○農地中間管理機構及び農業委員会事務局の提案により、地権者毎に貸借条件や農地管理の役割分担を整理した確認シートを作成。シートは地権者・担い手・町・機構で共有。このことにより、農地管理の慣習を把握していない参入企業と貸借後の農地管理に不安を抱く地権者双方が安心して貸借契約を結ぶ事ができた。また、貸借期間中の貸付者・借受者の認識相違に起因するトラブルを防ぐ事が期待できる。 ○平成31年度以降も経営規模20haを目標に農地集積への取組みを進めていく予定。 ○地域駐在コーディネーターは営農集団研修会等の場で担い手不在地域で新たな担い手誘致に成功した本事例を紹介し、担い手不在で困っている集落での機構事業の活用や地域の話合いの必要性を働きかけている。	
農地中間管理機構活用者(出し手・受け手)の声	
出し手: 新たな担い手が農地を引き受けることとなり、高齢化や不在地主の増加に伴い負担となっていた農地管理から解放された。 受け手: 農業経営を開始するにあたって、まとまった農地を確保することができた。	

平成30年度広島県農地中間管理事業の評価意見書

	区 分	評 価
I 事業の実績	1. 目標達成 ・ 事業計画1,400haに対し、実績は735ha うち新規集積面積は233ha ・ 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度:14%(全国13位)	・ 機構は、転貸面積1,400haの事業計画を定め事業実施したところ、735haの事業実績となっており、中山間地域という条件不利地域にあつては評価できる実績として判断した。 ・ 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度の全国順位は13位となっており、その順位を高く評価した。
	2. 推進体制及び推進方法 (1) 基本スタンス ① 機構の役割の発揮はどうか。 ② 10年後の担い手の農地利用目標の達成はどうか。 ③ 機構運営へ民間の経営ノウハウの活用はどうか。 (2) 推進体制 ① 県・市町等と連携はどうか。 ② コーディネート体制はどうか。 ③ コーディネートに当たる職員等のコントロールはどうか。 ④ 農業者への周知徹底はどうか。	・ 市町・農業委員会・JA等を対象に担い手への農地集積に向け機構が会議や個別打合せを主催するなど主体的に活動を行っていることを認めた。 ・ 担い手不足による遊休農地の増加が懸念されるため、農地を有効利用していくためには、農地を耕作する担い手の確保・育成を関係機関とともに進めていく事を要望する ・ 民間の経営ノウハウの積極的な活用を認めた。 ・ 県と機構は、連携を図るための調整会議を行うとともに、市町・農業委員会・JA等への推進会議を共同開催しており、良好な協力連携体制が取られていると判断した。また、市町等との連携については農振地域のある20市町及び2JAと業務委託しており、担当者との定期的な打合せを行うなど、協力体制が構築されていると判断した。 ・ 機構は、地域の実情に詳しいコーディネータを26名(14市町)に配置(県OB7名、市町OB9名、JAOB2名、農業委員など8名)し、戦略会議や情報交換会による資質向上を図っている。今後は農業委員・農地利用最適化推進委員の活動が活発化するよう連携を深めることを要望する。 ・ 機構担当職員は、機構コーディネータとの打合せや業務日報により、取組を把握している。 ・ 機構は農業者を対象とした会議等で活用事例の紹介や産地交付金でのメリット措置の実施などを周知し、機構事業の活用促進を図っている。また、地域農業再生協議会の協力によるパンフレット配布を実施し農地所有者へも広報活動を充実している。アンケート結果では周知活動への評価は昨年度よりは改善してはいるが、今後も一層の充実を期待する。

	区 分	評 価
I 事業の実績	(3)推進方法 ① 人・農地の状況把握とそれを踏まえた農地流動化が図られているか。 ② 人・農地プランの定期的見直しが行われているか。 ③ 公募に応じた者などの受け手ニーズへの対応はどうか。 ④ 新規就農者や企業への対応はどうか。 ⑤ 担い手相互間等の利用権交換ニーズへの対応はどうか。 ⑥ 基盤整備との関係はどうか。	・農業委員会に対し「1人1年1マッチング」をめざして、農地所有者の意向確認や結果の地図化を要請した。20市町中16市町で意向調査が実施され、一部市町で地図化によるマッチングや地域の話合いに意向確認結果が活用されたことを確認した。 ・市町においては、人・農地プランの定期的な見直しが行われ、機構を活用する方針が明らかとなっているプランが増加していることを確認した。 ・借受希望者633経営体のうち439経営体に農地が貸し付けられており、その借受希望者を対象とした意見交換会の開催やコーディネータの訪問やハガキ等による今後の借受意向把握を定期的実施しており、受け手のニーズ把握に努めるなどの対応を行っている判断した。 ・機構は新規就農者や農業参入企業に対して、県・市町等関係機関と連携を図りながら農地借受の意向に沿った対応を行っている。 ・機構は、農地の集約化に向け、担い手と話し合いを行い、利用権交換のニーズ等に対する要望に応じていることを確認した。 ・機構は、重点実施区域の取り組みとして、基盤整備事業に積極的に関与し、農地中間管理事業の活用を促していることを確認した。
II 今後の方策	令和元年度の改善計画はどうか。 ① 基本スタンスはどうか。 ② 推進体制はどうか。 ③ 推進方法はどうか。	・県、機構、農業会議の3者が引き続き連携し、農業委員会の取り組みをマネジメントする中で、マッチングに必要な面的な農地の掘り起しにつながり、集積が進むことを期待する。 ・機構は、関係機関と情報共有し連携した取組を進めることを期待する。特に、地域段階では関係機関と、機構コーディネータ、農業委員・農地利用最適化推進委員との情報共有や連携強化により取組が進むことを期待する。 ・規模拡大を希望する担い手ニーズのきめ細かい把握を行うとともに、県や市町による新規就農者や参入企業等新たな担い手の確保・育成に向けた取組へ積極的に協力し、農地が確実に確保できることを期待する。
意見	○中山間地域という条件不利地域を多く抱える本県において、国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度は全国13位(5年累計では全国11位)であり十分評価できる。 ○これまで取り組んできた機構の体制整備や事業PR、市町、農業委員会等関係機関と連携した活動等について評価ができる。担い手不足に伴う農地集積の鈍化が懸念される中、担い手の確保・育成や農業委員会が取り組む、農地の掘り起しに向けて、より一層の連携・強化を期待する。 ○これまでの取り組みで、今後の集積・集約化に向けた農地所有者や担い手の意向把握、企業や就農希望者など新規参入者のニーズを踏まえた対応が可能な体制が構築できつつある。今後はより一層関係機関との連携が強化されることを期待する。	